

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

青森県田舎館村長

## 公表日

令和7年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)等の関連法等の規定に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用料算定に必要な各種情報の照会 ⑤「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の第9、127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生課
②所属長の役職名	厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 厚生課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
⑨ 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人情報のデータベースへの入力の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、各種情報と整合性の確認を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベース入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある書類等の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄</li> </ul>	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発                      ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[    十分である    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うかの有無に関わらず、全職員が毎年安全管理措置研修を受講している。研修において、インシデントの発生情報やマルウェアの情報について周知及び注意喚起を行っている。以上のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5①部署	住民課	厚生課	事後	
平成29年4月1日	I-5②所属長	住民課長 工藤修市	厚生課長 鈴木勝	事後	
平成29年4月1日	I-8連絡先	住民課	厚生課	事後	
平成30年3月30日	II-1いつ時点の計数か	平成29年1月25日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
平成30年3月30日	II-2いつ時点の計数か	平成29年1月25日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
令和1年5月10日	I-5②所属長	厚生課長 鈴木勝	厚生課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月10日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	IV リスク対策	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和2年4月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和3年4月22日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月22日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年8月11日	法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第12、16、116項	番号法第19条8号、別表第二の第12、16、116項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正
令和4年8月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和5年5月29日	I-1②事務の概要	—	⑤「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年5月29日	I-1③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年5月29日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和5年5月29日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和6年5月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月25日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別させるための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の第8、94項	行政手続における特定の個人を識別させるための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の第9、127項	事後	
令和7年6月25日	I-4② 法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の第12、16、116項	番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第155項	事後	
令和7年6月25日	評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
令和7年6月25日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月25日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月25日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	十分である	事後	
令和7年6月25日	IV-8 判断の根拠	新規項目	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人情報のデータベースへの入力の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、各種情報と整合性の確認を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベース入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄	事後	
令和7年6月25日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月25日	IV-11 当該対策は十分か	新規項目	十分である	事後	
令和7年6月25日	IV-11 判断の根拠	新規項目	特定個人情報を取り扱うかの有無に関わらず、全職員が毎年安全管理措置研修を受講している。研修において、インシデントの発生情報やマルウェアの情報について周知及び注意喚起を行っている。以上のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	